

高崎経済大学地域政策学会学生懸賞論文投稿規程

高崎経済大学地域政策学会

1 投稿資格

- 高崎経済大学地域政策学部に所属する学部 1～4 年次在籍学生で本学会の学生会員を対象とする。
- 上記以外の研究生等は対象としない。

2 投稿・掲載ジャンル

- 投稿テーマは原則自由とする。
- なお、特定のテーマを設ける必要が生じた場合は、論題を指定した上で応募を行う場合がある。

3 論文の投稿方法

- 論文の投稿を希望する会員については、下記に示す執筆要領をもとに論文を作成し、論文本体（A4 版でカラー、または白黒）1 部、論文要旨（A4 版 400 字以内・学会ホームページからダウンロード）1 部、学生懸賞論文応募申請書（学会ホームページからダウンロード）1 部、電子媒体（Word ファイルをメールにて）指定された提出期限までに学会事務局宛に提出しなければならない。
- 応募論文は個人・グループあたり 1 編とする。
- 応募論文は卒業論文および他へ投稿中（予定）の論文と重複しても構わないが、当該論文が何らかの媒体に掲載された場合、応募者は学会事務局まで速やかに報告しなければならない。
- 応募論文は、原則として提出前にゼミ担当教員の承認を受け、懸賞論文応募申請書に担当教員名の記入（自筆）を行った上で提出しなければならない。
- ゼミ所属前の学生は執筆要項にしたがい、論文としての体裁を整えた上で提出しなければならない。
- 応募書類は返却しない。また、執筆要領を遵守しない論文は選考の対象外となる場合がある。

4 投稿論文の審査

- 応募論文は本学会に設置した学生懸賞論文審査委員会（以下審査委員会と呼ぶ）において審査を行う。
- 審査委員は原則本学会理事から構成されるが、応募論文の内容、およびテーマにより本学会正会員等に審査を委託する場合がある。
- 応募論文が審査委員の所属ゼミによるものであった場合、審査委員は当該論文の審査を行うことができない。
- 審査委員は、①論文の構成と論理展開、②統計・調査データの取り扱い、③参考文献・註の記述等について厳正に審査を行い、指定された期限までに審査報告を行わなければならない。
- 審査委員会は受賞論文・受賞対象者を決定する。

5 審査結果の発表

- ・ 審査結果は、受賞論文・受賞対象者が決定次第、学会ホームページに掲載し、本人にも直接通知を行う。
- ・ 受賞論文のジャンルおよび賞金は下記の通りとし、このなかで一定の水準に達していると判断された作品は、学会発行誌『地域政策研究』に掲載される場合がある。

最優秀論文賞（1編）：表彰状と賞金 5 万円

優秀論文賞（若干編）：表彰状と賞金 3 万円

奨励論文賞（若干編）：表彰状と賞金 1 万円

6 執筆要領

(1) 原稿の作成

原稿はワープロで作成し、A4 判用紙を使用して、上下左右の余白を十分に（2 cm以上）とり、行間に余裕を持たせて、43 字×34 行でプリントする。なお、フォントは 10.5 ポイントとし、日本語の場合 12,000 字以上 24,000 字以内、英語の場合 A4 版 4,000 語以上 8,000 語以内（いずれも目次・註・図表・文献・統計類を含む）で作成する。

(2) 本文

原則として章はⅠ、Ⅱ、・・・、節は（1）、（2）、・・・とし、項以下の見出しがある場合には、a、b、・・・、またはア、イ、・・・を用いる。

(3) 註

本文中、当該箇所の右肩（縦書きの場合は右下）に 1）、2）、・・・のように通し番号を付け、本文の後にまとめて、番号を付して記す。

(4) 本文などでの文献引用

原則として著者の姓と発表年を示す。著者が 2 人の場合は「・」（英文の場合は and）でつないで 2 人の姓を列挙する。著者が 3 人以上の場合には、筆頭著者の姓に「ほか」または et al. を付す。直接引用の場合には、「：」で区切って該当するページを明記する。

(5) 参考文献

参考文献の配列は、日本語文献、中国語文献、韓国（朝鮮）語文献、欧語文献の順に配列する。日本語文献は、著者名の五十音順に並べ、欧語文献は著者名（姓が先）のアルファベット順に並べる。同じ著者の文献は発表年の順に並べ、同じ発表年のものが複数ある場合には、a、b、・・・を付して並べる。

7 その他

- ・ 受賞論文のうち、第 3 条第 3 項に該当する報告があった場合、あるいは、剽窃等の不正行為が発覚した場合、本学会は直ちに理事会を開催し、対応を協議しなければならない。

以 上

施行：平成 30 年 5 月 16 日

改定：令和 3 年 7 月 7 日

改定：令和 5 年 3 月 19 日